

○小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

令和5年3月27日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化及び山地災害の防止、生物の多様性の保全等に重要な役割を果たしている森林等において、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境、景観その他地域環境に与える影響が大きいことから、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至るまでの太陽光事業全般において地域環境を保全し、及び災害の発生を防止するために必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって太陽光発電事業と地域環境との調和及び市民の安心で安全な生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であつて、土地に自立して設置されるもの（営農型太陽光発電設備を含む。）をいう。
- (2) 発電事業 発電設備における発電行為をいう。
- (3) 売電事業 発電事業のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）の規定に基づく固定価格買取制度により電気を売電する行為をいう。
- (4) 事業者 発電設備を設置する者、発電事業を行う者及びこれらの者との契約により事業の施行を請け負う全ての者をいう。
- (5) 事業区域 発電事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 区 小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第4号に規定する区をいう。
- (7) 地域住民等 発電設備の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 事業区域の土地境界から水平距離30メートル以内の区域に存する土地又は建築物の所有者、居住者、占有者又は管理者
 - イ 事業区域が所在する区の代表者及び当該区に居住する者
 - ウ 事業区域の土地境界から水平距離30メートル以内に隣接する区の代表者及び

当該区に居住する者

エ アからウに掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(適用範囲)

第3条 この条例は、合計出力が10キロワット以上の発電設備を用いた発電事業に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、合計出力が50キロワット未満の発電設備を用いた発電事業においては、第12条及び第14条の規定は適用しない。ただし、地域住民等が説明会の開催又は協定の締結を求めた場合は、この限りでない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、発電事業を実施するときは、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1) 発電設備の設置に要する費用

(2) 発電設備の維持管理に要する費用

(3) 発電設備を撤去するために必要な費用その他事業の廃止に要する費用

3 事業者は、事業区域及びその周辺地域の自然環境、景観、生活環境等（以下「自然環境等」という。）を保全するため必要な措置を講じ、及び事故、公害又は災害（以下「事故等」という。）の防止を図るとともに、地域住民等と良好な関係を果たなければならない。

4 事業者は、発電事業の実施に起因する事故等が発生したとき又は地域住民等との紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 土地の所有者、占有者及び管理者（以下「土地所有者」という。）は、事故等の発生を助長し、又は自然環境等を損なうおそれのある事業者に対して、当該事業区域を使用させないよう努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第7条 地域住民等は、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(禁止区域)

第8条 市長は、市民の生命及び財産の保護、良好な景観形成並びに豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全を図るため、発電事業の実施を認めない区域を禁止区域として指定するものとする。ただし、国又は地方公共団体が発電事業を実施する場合は、この限りでない。

2 前項の禁止区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財及び同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の存する区域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロ及び同法第5条第2項第1号ロに規定する農地の区域（営農型太陽光発電設備は除く。）
- (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (8) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により指定された長野県宝及び同条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物の存する区域
- (9) 小諸市文化財保護条例（平成28年小諸市条例第12号）第4条第1項の規定により指定された小諸市指定重要有形文化財及び同条例第31条第1項の規定により指定された小諸市指定史跡、小諸市指定名勝又は小諸市指定天然記念物の存する区域
- (10) 現状の地盤面が斜度30度以上の角度をなしている区域（発電設備の設置に伴う造成等を行った後の地盤面にも準用する。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

(抑制区域)

第9条 市長は、市民の生命及び財産の保護、良好な景観形成並びに豊かな自然環境

及び市民の生活環境の保全を図るため、発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し抑制区域内において発電事業を実施しないよう求めるものとする。

2 前項の抑制区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域
- (2) 文化財保護法第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (3) 前条第2項第2号、第8号及び第9号の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある区域
- (4) 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている区域のうち、前条第2項第3号の保安林を除いた区域
- (5) 農地法第4条第6項第1号イに規定する農用地区域内にある農地
- (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園、同条第3号に規定する国定公園及び同条第4号に規定する長野県立自然公園
- (7) 前条第2項第5号の地すべり防止区域に準ずる区域
- (8) 前条第2項第6号の急傾斜地崩壊危険区域に準ずる区域
- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域
- (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
- (11) 小諸市景観条例（平成22年小諸市条例第15号）第10条第1項の規定により定められた景観形成重点地区
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた区域
（事前協議）

第10条 事業者は、発電事業を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ事業計画を作成し、市長と協議をしなければならない。この場合において、売電事業を合わせて実施しようとするときは、法の規定に基づく手続その他関係する手続を行う前に協議をしなければならない。

2 市長は、前項の協議があったときは、事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

(標識の設置)

第11条 事業者は、地域住民等へ事業計画の内容を周知するため、前条の協議が完了した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、事業区域内の道路等に面した見えやすい場所に標識を設置しなければならない。

(説明会の実施)

第12条 事業者は、発電事業の実施にあたり地域住民等との合意形成を図るため、規則で定めるところにより、地域住民等を対象とした説明会を開催し、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 事業者は、地域住民等からの質問に対して誠実に回答するとともに、意見等の申出があったときは、事業計画に取り入れるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、説明会の実施後において、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で十分な話し合いの機会を設けなければならない。

(同意)

第13条 事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

- (1) 土地所有者（土地所有者が事業者の場合を除く。）
- (2) 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、居住者、占有者又は管理者（事業区域と隣接する土地との間に幅員4メートルを超える道路又は河川がある場合を除く。）
- (3) 事業区域が所在する区の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

- 2 事業者は、前項の同意を得たときは、当該同意を証する書類を市長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第14条 事業者は、事業区域及びその周辺地域の災害の防止及び良好な自然環境等の保全に係る事項等について、事業区域が所在する区と協定を締結しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により協定を締結したときは、当該協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。
- 3 事業者は、発電設備を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとするときは、当該第三者に対し、第1項の規定により締結した協定の効力を承継させなければならない。

(発電事業の許可)

第15条 事業者は、第10条第1項の協議が完了した日から起算して1年以内に、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 第13条第1項の同意が得られていないとき。
- (2) 前条第1項の規定による協定が締結されていないとき。
- (3) 事業計画における事項が、規則で定める基準に適合していないとき。
- (4) 関係法令、この条例及び関係ガイドラインに違反している又は市長がこれらに違反していると判断する事由があるとき。

(変更の許可等)

第16条 事業者は、前条の許可を受けた事業計画を変更（当該事業を第三者に譲渡する場合を含む。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 第10条から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。ただし、第10条及び第11条の規定は、当該許可に係る事業計画の変更が事業区域及びその周辺地域の災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地から市長が必要と認めた場合に限り準用する。

(着手の届出)

第17条 事業者は、発電設備の設置工事に着手するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(工事完了の検査)

第18条 事業者は、発電設備の設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に完了届を提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、当該発電事業の許可の内容に適合すると認めたときは、規則で定めるところにより、事業者に通知するものとする。

(設置後の現況報告)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、発電設備及び事業区域の現況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により市長から求められたときは、速やかに報告又は資料の提出をしなければならない。

(事業の廃止)

第20条 事業者は、発電事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。

2 事業者は、発電事業を廃止したときは、速やかに発電設備を撤去しなければならない。

3 事業者は、発電設備を撤去したときは、事業区域を事業着手前の状態に復旧することを原則とし、当該発電設備の撤去に伴い発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等の規定に基づき適切に処理しなければならない。

(許可の取消し)

第21条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第1項又は第16条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、第15条第1項又は第16条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第15条第1項又は第16条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第15条第1項又は第16条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに発電設備の設置工事に着手しなかったとき。

(4) 第16条第1項の変更の許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないうで変更したとき。

2 市長は、第15条第1項若しくは第16条第1項の許可に付した条件に違反し、又はこれらの許可の内容に適合していない発電事業について、事業者に対し、当該事業の施行の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、当該事業の施行に伴う災害の防止若しくは良好な自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(立入調査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者の同意を得て職員をして事業区域内に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 事業者は、正当な理由なく第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(助言、指導及び改善命令)

第23条 市長は、事業区域及びその周辺地域の災害の防止又は良好な自然環境等の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、事業者が前項の助言又は指導に対して必要な措置をとらなかったときは、期限を定めて必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(勧告)

第24条 市長は、必要に応じ、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第10条第1項(第16条第3項において準用する場合を含む。)の協議をせず、又は虚偽の内容で協議を行った者
- (2) 第12条(第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地域住民等への説明に係る措置を講じない者
- (3) 第12条第1項(第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第19条の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (5) 第22条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

(公表)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者の氏名又は名称及び住所並びに違反又は勧告の内容を公表するものとする。

- (1) 第21条第2項又は第23条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 前条の規定による勧告に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされることとなる者に対し、その理由を通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

(国又は県への通知)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者の氏名又は名称及び

住所並びに違反又は勧告の内容を国又は県へ通知することができる。

(1) 第21条第2項又は第23条第2項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第24条の規定による勧告に従わないとき。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第28条 正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第21条第2項又は第23条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第24条の規定による勧告に従わない者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱（平成31年小諸市告示第64号。以下「指導要綱」という。）第10条第1項の規定による届出をしていない事業者については、この条例を適用する。

3 この条例の施行の際現に指導要綱第10条第1項又は第3項の規定による届出をしている事業者については、なお従前の例による。